

公安委員会 説明資料No. 1	国家公安委員会委員長に対する 開示請求の決定について	平成25年11月21日 国家公安委員会会務官
<p>(略)</p>		

1 日本船舶警備特措法の概要

海賊多発海域を航行する日本船舶の安全を確保するため、小銃を所持した民間警備員による警備（特定警備）の実施等について定めるもの。

2 共同命令の制定関係

(1) 趣旨

特定警備が実施されている日本船舶内において、小銃及び実包が亡失し、又は盗み取られた場合に、船長から届出を受けた国土交通大臣が都道府県公安委員会に通知する際の手続を整備するもの。

(2) 共同命令案の概要

- 通知先は、日本船舶が特定警備の実施後初めて入港する本邦の港の係留施設の所在地を管轄する都道府県公安委員会とする。
- 通知の方法は、船長から提出された届出書の写しを、送付することにより行うものとする。

(3) 施行期日

法の施行の日（11月30日予定）

3 特定警備実施要領案の協議関係

(1) 趣旨

特定警備実施要領を策定するに当たり、国土交通大臣から国家公安委員会に協議を行うこととされているもの。

(2) 特定警備実施要領案の概要

特定警備の実施に関する基本原則のほか、小銃等の積込み、保管、使用等に当たっての遵守事項を定めるもの。

(3) 対応

協議がなされた場合には、異議のない旨回答する。

- 1 開催日時
平成 25 年 11 月 19 日(火)
- 2 開催場所
警視庁術科センター
- 3 開催結果
(1) 団体戦
ア 逮捕術大会

区 分	優 勝	第 2 位	第 3 位
第 1 部	警 視 庁	北海道警察	
第 2 部	茨城県警察	岡山県警察	新潟県警察
第 3 部	岩手県警察	愛媛県警察	香川県警察 大分県警察

イ 拳銃射撃競技大会

区 分	優 勝	第 2 位	第 3 位	第 4 位
第 1 部	警 視 庁	京都府警察		
第 2 部	栃木県警察	岡山県警察	宮城県警察	
第 3 部	佐賀県警察	山形県警察	滋賀県警察	奈良県警察

- (2) 個人戦
ア 逮捕術大会

区 分	優 勝	第 2 位	第 3 位
女子個人戦	(兵庫県警察)	(警 視 庁)	(岩手県警察) / (大阪府警察)

イ 拳銃射撃競技大会

区 分	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位
女子 A P の部	(岩手県警察)	(大阪府警察)	(静岡県警察)	
制服警察官の部	(岡山県警察)	(北海道警察)	(静岡県警察)	(栃木県警察)
私服警察官の部	(大阪府警察)	(沖縄県警察)		
C P の 部	(宮城県警察)	(愛知県警察)		

注：A P とはエア・ピストル、C P とはセンター・ファイア・ピストルの略

- (3) 全勝賞及び満点賞
全勝賞 2名
満点賞 7名

1 趣旨

日越両国の警察分野での連携を強化するため、当庁及び越公安省のハイレベルで、双方が関心を有する治安課題について、定期的に意見交換等を行うもの。

2 経緯

本年1月に行われた日越首脳会談で、ズン首相から警察庁とベトナム公安省との間の次官級による協議の開催が提案され、本年7月、古屋大臣訪越時のクアン公安大臣との会談において、次官級協議を年内に開催することで事実上の合意に至り、その後事務方での調整を経て、この度ベトナム・ハノイで第1回協議を開催。

3 今回の協議の概要

(1) 日程及び開催場所

平成25年11月26日（火）

ベトナム社会主義共和国ハノイ市

(2) 出席者

日本側：金高警察庁次長、今林国際課長、

緒方情報技術犯罪対策課長、迫田国テロ情報官等

越側：タン副大臣、関係課長等

(3) 内容

- サイバーセキュリティ対策及び国際テロリズム対策について、それぞれの犯罪事象に関する情勢、施策、今後の取組等について率直な協議を行う。
- 拉致容疑事案の真相解明や2020東京オリンピック・パラリンピックの安全対策等に対するベトナムの理解と協力を求める。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No.5</p>	<p>第12回東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取犯罪捜査官会議の開催について</p>	<p>平成25年11月21日</p> <p>少年課</p> <p>保安課</p>
------------------------------	---	--

1 趣旨・経緯

東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取及び人身取引の現状、これらの問題への取組状況等について、東南アジアの捜査機関の代表者等を招へいし、意見交換を行うもので、平成14年から開催している。

2 概要

(1) 開催日時・場所

第1日目 平成25年11月26日（火） 午後2時から午後6時まで
第2日目 平成25年11月27日（水） 午前10時から午後3時まで
三田共用会議所

(2) 主催

警察庁

(3) 参加者

- カンボジア、インドネシア、フィリピン及びタイの国家警察の担当者
 - 在京の外国捜査機関の担当者
 - 都道府県警察の担当者
- 等

(4) 議事

ア 第1日目

- 開会挨拶（生活安全局長）
- ICPO事務総局担当者による基調講演
- プレゼンテーション
 - ・ 東南アジア各国における取組
 - ・ 日本における取組（人身取引対策等）

イ 第2日目

- プレゼンテーション
 - ・ 日本における取組（児童の商業的・性的搾取対策）
 - ・ 日本における検挙事例
- 個別情報交換・分科会

1 目的

多年にわたり暴力追放運動に尽力し、暴力団犯罪等の防止に多大な功労があった方及び団体に対し、表彰等を行うことにより、暴力団排除意識の高揚と暴力追放運動の活性化を図るもの。

※ 本大会は平成5年から開催されており、今年で21回目。

2 開催日時

平成25年11月26日（火） 午後2時～午後4時30分

3 場所

明治記念館（東京都港区元赤坂2-2-23）

4 主催

全国暴力追放運動推進センター、警察庁、都道府県暴力追放運動推進センター及び都道府県警察

5 後援・協賛

- 後援 ～ 内閣府など21団体
- 協賛 ～ 一般社団法人日本新聞協会など42団体

6 式次第

(1) 第一部（表彰式）

- 国歌斉唱
- 主催者挨拶
 - ・ 全国暴力追放運動推進センター会長
 - ・ 警察庁長官
- 来賓祝辞
 - ・ 国家公安委員会委員長
 - ・ 日本弁護士連合会会長（副会長代理出席）
- 内閣総理大臣メッセージ
- 来賓紹介
- 表彰
 - ・ 暴力追放功労者表彰 63人
 - ・ 暴力追放功労団体表彰 11団体
 - ・ 暴力追放功労特別表彰 2団体
 - ・ 暴力追放功労職員表彰 21人
 - ・ 感謝状 2団体
 - ・ 暴力追放ポスター・標語最優秀賞表彰 2人
- 大会宣言

(2) 第二部（講演）

講演者

弁護士（道仁会旧本部事務所使用差止請求訴訟弁護団メンバー）

角 倉 潔（すみくら きよし）氏

演題：「道仁会本部事務所撤去事件を終えて」

公安委員会 説明資料No. 7	長野県建設業厚生年金基金 事務長(当時)による業務上横領 事件の検挙について(長野県警察)	平成25年11月21日 捜査第二課
<p>1 逮捕被疑者</p> <p>(56歳)</p> <p>(犯行当時 長野県建設業厚生年金基金事務長)</p> <p>2 逮捕までの経緯</p> <p>平成22年9月10日 被疑者がタイ王国に逃亡</p> <p>平成23年1月5日 長野県建設業厚生年金基金から告訴受理</p> <p>平成25年11月13日 タイ王国入国管理局が被疑者をタイ王国から退去強制</p> <p>平成25年11月14日 被疑者を成田空港で逮捕</p> <p>3 逮捕事実の要旨</p> <p>被疑者は、長野県長野市所在の長野県建設業厚生年金基金において、事務長として業務経理及び年金経理業務を統括していたものであるが、平成22年7月5日、長野市の金融機関において、同基金名義の普通預金口座から払い戻した約1億3,000万円のうち約6,400万円を自己の用途に充てるため、ほしいままにこれを着服して横領したものの。</p> <p>4 罪名及び罰条</p> <p>業務上横領</p> <p>刑法第253条</p>		

1 交通死亡事故発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
月別	死者数(人)	345	336	333	345	332	313	331	373	366	378
	増減(人)	21	14	-8	8	23	12	-13	-19	-2	-60
	増減率(%)	6.5	4.3	-2.3	2.4	7.4	4.0	-3.8	-4.8	-0.5	-13.7
累計	死者数(人)	345	681	1014	1359	1691	2004	2335	2708	3074	3452
	増減(人)	21	35	27	35	58	70	57	38	36	-24
	増減率(%)	6.5	5.4	2.7	2.6	3.6	3.6	2.5	1.4	1.2	-0.7

- 下半期は各月が前年比減少で推移
- 10月中死者数が3百人台は月別統計の残る昭和31年以降で初

2 薄暮時間帯における対策の強化

上半期の交通事故死者数が平成12年以降13年ぶりに前年を上回ったことを受け、例年9月以降に増加する薄暮時間帯の交通死亡事故を抑止するため、「交通死亡事故抑止対策の一層の強化について」(局長通達)を発出し、下記を柱とする薄暮時間帯対策を徹底

- 例年の傾向を踏まえた先制的対策の徹底
- 他部門と連携した勤務体制のシフトによる街頭活動の徹底
- 関係機関・団体等と連携した高齢者への啓発活動の徹底
- あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動の徹底 等

3 薄暮時間帯における死者数の状況(平成25年 9・10月)

- 交通事故死者数 101人 前年比 -25人 -19.8%
- 高齢死者数 69人 前年比 -19人 -21.6%
- 歩行中死者数 58人 前年比 -13人 -18.3%
- 薄暮時間帯死者数の構成率
 - 9月中 12.8%(前年比 -3.0ポイント)
 - 10月中 14.3%(前年比 -1.2ポイント)
 - 9・10月 13.6%(前年比 -2.0ポイント)

※ 全国各地で日没時間が異なるため「日没時間を基準に前後1時間の計2時間」を「薄暮時間帯」とし、交通事故統計原票の調査項目に追加(平成24年1月から)

4 全国における主な対策

- (1) 街頭活動
 - 警備部機動隊も含め、日没後1時間以上の白バイ・パトカーの最大動員による駐留警戒等の実施(千葉)
 - 毎日の日没時間を職員に周知したうえで、積極的な警笛吹鳴による交差点立哨警戒と反射材直接貼付の実施(大阪)
 - 交通機動隊の勤務時間シフトによる薄暮時間帯での指導取締強化と夜間ミニ検問の実施(栃木)
- (2) 広報啓発活動
 - 運転者に対し、道路交通情報センターを通じて、早めのライト点灯に関する広報を実施(全国)
 - 高齢者等の歩行者に対し、「手押し車きらきら四つ葉のクローバー作戦」「ピカッとまごころバンドつけてね作戦」の一環として、広報番組に警察官が出演し反射材着用を呼び掛け(秋田)

5 今後の対策

年末にかけて、薄暮時間帯の交通死亡事故が多発する傾向にあることから、引き続き、運転者や高齢歩行者への広報啓発を始めとした薄暮時間帯対策を強力に推進

1 概要

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律において自動車運転代行業者は国土交通省令で定める基準に適合する損害賠償措置を講じておかなければならないが、これに資する組合として当庁及び国土交通省が所管している以下の2組合について中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に基づく不服の申出がなされ、両組合における法令違反等の事実が明らかとなったことから、次のとおり、法に基づき内閣総理大臣及び国土交通大臣の連名による業務改善命令を行うこととしたもの

2 ジェイ・ディ共済協同組合

(1) 命令の理由

組合員4社との間において、共済規程等に基づく割引・割増率を適用せず、正規を下回る掛金額により契約を締結していた事例が明らかとなり、その運営が著しく不当であると認められたこと。

(2) 命令の内容

- 法令等遵守体制を強化、全役職員に対する教育・指導を徹底
- 全共済契約について、法令等遵守の観点から再点検を実施 等

3 全国運転代行共済協同組合

(1) 命令の理由

共済契約について、組合員資格がない企業（元代表理事が経営する企業）を組合員として共済契約を継続して締結した上、共済金の支払いを行っていた事例があったほか、総代の選挙について、法に定める要件を満たしていなかった事実が明らかとなり、その運営が著しく不当であると認められたこと。

(2) 命令の内容

ア 共済契約について

- 法令等遵守体制を強化、全役職員に対する教育・指導を徹底
- 全組合員の組合員資格、全共済契約及び共済金支払業務について法令等遵守の観点から再点検を実施 等

イ 総代の選挙について

- 法の規定に基づき総代の選挙を実施した上、過去の総代会の議案を改めて総代会に付議 等

4 今後の予定

平成25年11月26日付けで長官専決で業務改善命令を発出し、それぞれの命令内容に応じて期限を定め、業務の改善措置を採らせる予定